

【科目情報】

授業コード	1FCB506010	科目ナンバリング	FCALAW83006-J1
授業科目名	ドイツ法		
担当教員氏名	守矢 健一		
開講年度・学期	2022年度後期	曜日・時限	木曜1限
授業形態	講義		
単位数	2単位		

【シラバス情報】

授業概要	ドイツ法は、比較法の一分野であって、日独法比較を重要な任務とする。ところが明治期以降現在に至る日本法は、国家主導による西洋法の《継受》によって根柢的に規定されており、制定法と判例の背後にある、内的観点を踏まえた法の概念的把握（H.L.A.Hart）に弱いところがある。他方、ドイツ実定法制度自体は、ヨーロッパにおいて長い歴史を背景に、むしろ国家の政策とは緊張関係を伴いながら形成されてきた。本講義においては、窮極的には、日本の実定法に通底する法概念（ないしその希薄さ）の独特な部分に、ヨーロッパ史の一部としてのドイツ法史の観点から光をあてることが目指される。
到達目標	私法と公法、社会法の重要な領域の中から、ドイツにおける法の基礎概念（たとえば民法における債権と物権の区別、「行政」の概念、法治国家、など）の生成過程を解き明かす。「概念」は、さまざまな具体的制度の関係を示すから、法曹が新たな法的問題を考えるときの拠り所となる。だが、具体的制度の説明が重視される実定法の講義では基本概念の説明がともすれば看過される。こうした基礎概念を、ヨーロッパ・ドイツの歴史を踏まえて把握し、正確な文章で具体的に表現できるようになることが、目標である。

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	日本の法的近代の諸特徴	事前学習：大学までの日本史学習の整理 事後学習：講義内容の整理
第2回	民法の体系について（1）：日本におけるパンデクテン体系の理解について	事前学習：日本の流布版の民法の教科書の「パンデクテン」の説明を読んでおく 事後学習：講義内容の整理
第3回	民法の体系について（2）：日本におけるパンデクテン体系理解の淵源	事前学習：前回の講義内容の確認 事後学習：講義で配布した資料を熟読する
第4回	民法の体系について（3）：19世紀前半におけるドイツ民法学者の体系把握	事前学習：改めて日本の流布版の民法の教科書や新書などの「パンデクテン」説明を読んでおく。また19世紀前半のドイツ史をおさらいしておく 事後学習：講義で配布した原典資料を熟読する
第5回	民法の体系について（4）：パンデクテンの全体的見通しの一例	事前学習：19世紀前半ドイツの歴史をおさらいしておく 事後学習：講義で配布した原典資料を熟読する

第6回	民法の体系について（5）：パンデクテンの全体的見通しの一例（承前）	事前学習：前回の講義で配布してある原典資料を予め読んでおく 事後学習：講義で配布した原典資料を熟読し、あらためて、民法の体系について、文章でまとめておく（箇条書きではなく小論）
第7回	公法の基礎（1）：いわゆる「法治国家」概念について	事前学習：日本の公法学の教科書に記されている「法治国家」概念の説明を読んでおくこと 事後学習：ドイツにおける「法治国家」概念記述に係る原典資料を熟読する
第8回	公法の基礎（2）：近代公法学の成立過程	事前学習：日本の公法学（とくに行政法）における、公法と私法の区別に係る記述を読み直しておくこと 事後学習：講義で配布した原典資料を熟読する
第9回	公法の基礎（3）：近代行政法学の成立過程	事前学習：市販の行政法体系書に目を通しておくこと 事後学習：講義で配布した原典資料を熟読する
第10回	公法の基礎（4）：近代行政法学の成立過程（承前）	事前学習：前回の講義内容を確認しておく 事後学習：講義で配布した原典資料を熟読し、併せて、公法の成立過程の全体について文章でまとめておく
第11回	社会法の基礎（1）：社会法という問題領域の成立過程	事前学習：19世紀後半の世界史・日本史について、おさらいをしておく。またドイツ近代の私法学・公法学について、講義で触れた点を復習しておく 事後学習：私法学・公法学との関係で、社会法というものをおおよそ歴史的にどこに位置づけることができるか、文章をまとめる
第12回	社会法の基礎（2）：労働法・社会保障法	事前学習：市販の労働法と社会保障法の教科書を読んでおく 事後学習：講義で配布した原典資料を熟読し、改めて、労働法・社会保障法の、法体系全体のなかで占める位置について、自分なりにまとめる
第13回	現在のドイツ法（1）：戦間期とドイツ国民社会主義労働者党（NSDAP）の統治	事前学習：戦間期ドイツの歴史をおさらいしておく 事後学習：いわゆる NSDAP の問題を、単に倫理的にではなく、歴史的で、現代にも連なる問題として捉えるよう試みてみる
第14回	現在のドイツ法（2）：現在の司法制度	事前学習：日本の司法制度について整理しておく 事後学習：ドイツの司法制度について、歴史的背景を踏まえて、整理しておく

第15回	総括：自由討論を含む	事前学習：配布した資料に再度、目を通す 事後学習：全体をまとめておく
第16回	期末試験	

成績評価方法	<p>絶対評価</p> <p>基本的に、試験による評価を行う。試験に当っては、法学上の基本的な概念について、具体的に歴史的・政治的・法学的な背景を踏まえて正確な言葉で説明ができるかどうか、という到達目標との関係で、評価を行う。従って、試験は、実質的には小論文のような形式を採ることとなる。最低基準に到達するには、法学において不可欠の、しばしば抽象的な法概念について、《抽象的な法概念の具体的な意味》を一つでもよいから挙げ、明瞭な言葉で説明できなければならない。</p> <p>成績評価方法につき具体的には、感染症対策の有無に応じて、以下の二通りを予定している：</p> <p>A) 感染症対策による変則的な講義形式でない限り、学期末の試験による評価を 70%とし、講義における、いわゆる平常点（但し、《出席点》ではない）を 30%とする。平常点として積極的な評価の対象となるのは、講義中における、興味深い質問や、講義内容についての、実質的で論拠ある異論の提出、などであろうか。</p> <p>B) 感染症対策による変則的な講義形式（いわゆる遠隔授業）の場合には、3回に分けた試験（小論文形式）による評価を 90%とし、いわゆる平常点を 10%とする評価方法とする。遠隔授業の場合には、学生とのコミュニケーションに難しさがあり、試験一回での評価にやや危険を覚えるためである。</p>
履修上の注意	とくになし
教科書	とくになし
参考文献	村上＝守矢／マルチュケ『ドイツ法入門』第9版（2018）を一応掲げておく。そのほか、市販の実定法の教科書や体系書を、資料として参照することが多い。
その他	